○経済産業省告示第二百二十四号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第五十七条の二第一項に規定する登録調査機関として次の者を登録したので、同法第百十二条の二第二号の規定に基づき、公示する。

平成二十一年七月一日

経済産業大臣　二階　俊博

名称	主たる事務所の所在地	登録年月日
財団法人北海道電気保安協会	北海道札幌市中央区北一条東三丁目一番地一	平成二十一年七月一日
財団法人東北電気保安協会	宮城県仙台市青葉区花京院一丁目一番二十号	平成二十一年七月一日
財団法人関東電気保安協会	東京都豊島区池袋三丁目一番二号	平成二十一年七月一日
財団法人中部電気保安協会	愛知県名古屋市中区丸の内三丁目十九番十二号	平成二十一年七月一日
財団法人北陸電気保安協会	富山県富山市桜橋通り三番一号	平成二十一年七月一日
財団法人関西電気保安協会	大阪府大阪市北区曽根崎一丁目二番六号	平成二十一年七月一日
財団法人中国電気保安協会	広島県広島市中区小町四番三十三号	平成二十一年七月一日
財団法人四国電気保安協会	香川県高松市福岡町三丁目三十一番十五号	平成二十一年七月一日
財団法人九州電気保安協会	福岡県福岡市中央区薬院一丁目十三番八号	平成二十一年七月一日
財団法人沖縄電気保安協会	沖縄県那覇市西三丁目八番二十一号	平成二十一年七月一日

○経済産業省告示第二百二十五号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第四項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。

平成二十一年七月一日

経済産業大臣　二階　俊博

番号	名称	住所	市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間
4902	株式会社宮川建設	北海道札幌市白石区平和通十五丁目北一番二十一号	平成二十一年六月十一日から平成二十二年六月十日まで
4903	株式会社クラヴィス	東京都千代田区麹町三丁目三番地	平成二十一年五月二十八日から平成二十二年五月二十七日まで
4904	東洋商事株式会社	東京都練馬区貫井二丁目一番二十九号	平成二十一年六月十二日から平成二十二年六月十一日まで
4905	株式会社カプリス	東京都港区六本木七丁目十番二号	平成二十一年二月二十七日から平成二十二年二月二十六日まで
4906	株式会社土屋建設	三重県多気郡明和町大字大淀二千八百五十三番地の十八	平成二十一年六月一日から平成二十二年五月三十一日まで
4907	株式会社セントラルホームズ	愛知県名古屋市中区丸の内三丁目十八番二十二号	平成二十一年六月九日から平成二十二年六月八日まで
4908	シオタニ株式会社	大阪府泉佐野市上之郷二千二百三十六番地	平成二十一年六月九日から平成二十二年六月八日まで

○国土交通省告示第六百九十三号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条の三十二において準用する第二十六条の九の規定により、同法第二十七条の三十一第三項第二号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第二十七条の三十二において準用する第二十六条の二十一第二号の規定により、公示する。

平成二十一年七月一日

国土交通大臣　金子　一義

一　(一)　登録番号　4
　　(二)　登録経営状況分析機関の氏名又は名称　ワイズ公共データシステム株式会社
　　(三)　変更後の登録経営状況分析機関の代表者の氏名　松村　清
二　(一)　登録番号　7
　　(二)　登録経営状況分析機関の氏名又は名称　有限会社北海道経営情報センター
　　(三)　変更後の登録経営状況分析機関の名称　株式会社北海道経営情報センター
　　(四)　変更後の登録経営状況分析機関の代表者の氏名　北　寛

○海上保安庁告示第百九十号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十一年七月一日

海上保安庁長官　岩崎　貞二

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　独立行政法人産業技術総合研究所　茨城県つくば市東一―一―一
二　水路測量を実施する区域及び期間
　イ　区域　北緯二六度四五分東経一二八度一九分四二秒、北緯二六度四五分東経一二八度四五分、北緯二七度一五分東経一二八度四五分、北緯二七度一五分東経一二六度三〇分、北緯二六度三五分東経一二六度三〇分、北緯二六度東経一二七度二五分、北緯二六度東経一二七度四〇分、北緯二六度四分東経一二七度四〇分の各点で囲まれる海域（陸域を除く）
　ロ　期間　平成二十一年七月十六日から平成二十一年八月十七日まで
三　水路測量の実施方法　GPSによる測位、マルチビーム音響測深機による測深
四　航行船舶に対する安全処置
　イ　水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚
　ロ　十管区水路通報第二十六号（平成二十一年七月三日発行）、十一管区水路通報第二十六号（平成二十一年七月三日発行）

○防衛省告示第百二十号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域の全部返還、一部返還、共同使用及び追加提供並びに日本国の領海近傍において船舶等の航行の安全を図る等のために区域を指定してアメリカ合衆国が使用する水域及び空域の廃止が平成二十一年六月三十日次のとおり決定された。

平成二十一年七月一日

防衛大臣　浜田　靖一

第一　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域

陸上施設

◎全部返還

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
三〇七二	富岡倉庫地区	横浜市	国有	土地：約二九、〇〇〇平方メートル
			国有	工作物：囲障等
				平成二十一年五月二十五日

◎一部返還

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
二〇〇一	三沢飛行場	三沢市	民有	土地：約七〇〇平方メートル
			国有	工作物：軌道
				平成二十一年三月二十五日
二〇六三	八戸駐屯地	八戸市	国有	建物：約一、九〇〇平方メートル
				平成二十一年六月四日